

# 食品安全委員プリオン専門調査会

## 第 35 回会合議事録

1 . 日時 平成 18 年 1 月 19 日 ( 木 ) 15:30 ~ 18:15

2 . 場所 委員会大会議室

3 . 議事

- ( 1 ) 米国及びカナダにおける日本向けの牛肉認定施設の査察について ( 結果報告 )
- ( 2 ) B S E 国内対策に関する調査結果について
- ( 3 ) その他

4 . 出席者

( 専門委員 )

吉川座長、小野寺専門委員、北本専門委員、山内専門委員、山本専門委員、

( 食品安全委員会委員 )

寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

( 説明者 )

厚生労働省 道野輸入食品安全対策室長

農林水産省 池田国際衛生対策室長

杉浦畜水産安全管理課長

( 事務局 )

齋藤事務局長、小木津総務課長、國枝評価課長、境情報・緊急時対応課長、

吉岡勧告広報課長、西郷リスクコミュニケーション官、福田評価調整官、

梅田課長補佐

5 . 配布資料

資料 1 食品健康影響評価の結果の通知について ( 府食第 1184 号 )

資料 2 - 1 米国における牛肉認定施設の査察結果報告

- 資料 2 - 2 カナダにおける牛肉認定施設の査察結果報告
- 資料 2 - 3 米国及びカナダにおける日本向けの牛肉認定施設の査察について  
(説明資料)
- 資料 3 - 1 ピッシングに関する実態調査結果について
- 資料 3 - 2 B S E 対策に関する調査結果(平成 17 年 9 月末現在)
- 資料 4 B S E 関係飼料規制の実効性確保の強化について
- 参考資料 1 - 1 諮問書(厚生労働省発食安第 0524001 号、17 消安第 1380 号;現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(B S E)に関するリスクの同等性
- 参考資料 1 - 2 参考資料 1 - 1 に関する参考資料
- 参考資料 2 - 1 諮問書(厚生労働省発食安第 0524002 号、17 消安第 1382 号;現在カナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(B S E)に関するリスクの同等性に係る資料
- 参考資料 2 - 2 参考資料 2 - 1 に関する参考資料
- 参考資料 3 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について  
(平成 17 年 6 月 10 日発出)
- 参考資料 4 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について  
(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)  
(平成 17 年 6 月 10 日提出)
- 参考資料 5 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について  
(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)  
(平成 17 年 6 月 20 日提出)
- 参考資料 6 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について  
(平成 17 年 6 月 24 日発出)
- 参考資料 7 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について  
(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)

- (平成 17 年 7 月 8 日提出)
- 参考資料 8 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について  
(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)  
(平成 17 年 7 月 13 日提出)
- 参考資料 9 論点メモ(現在の米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された 20 ヶ月齢以下の牛の食肉および内臓(米国、カナダ)のリスクと全年齢の食肉および内臓(日本)のリスクの比較:山本委員提出資料 第 27 回プリオン専門調査会資料)
- 参考資料 10 平成 14~16 年度科学研究費補助金研究成果報告書「畜産フードシステム安全性確保に関する国際比較研究」、研究代表者 甲斐 諭、第 1 章 米国における牛肉の生産流通段階の安全性確保の検証
- 参考資料 11 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について  
(平成 17 年 7 月 28 日発出)
- 参考資料 12 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について  
(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)  
(平成 17 年 7 月 29 日提出)
- 参考資料 13 項目別関連情報(米国)
- 参考資料 14 項目別関連情報(カナダ)
- 参考資料 15 項目別関連情報(日本)
- 参考資料 16 「米国農務省 Maturity Study に関する最終報告」に対する意見書
- 参考資料 17 米国における疑似陽性牛の判定結果
- 参考資料 18 米国における S R M 関係規制遵守状況に関する情報
- 参考資料 19 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について  
(平成 17 年 8 月 9 日発出)
- 参考資料 20 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について  
(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)  
(平成 17 年 8 月 22 日提出)
- 参考資料 21 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について  
(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)  
(平成 17 年 8 月 22 日提出)
- 参考資料 22 B S E 発生前及び現在のデータ(米国)

- 参考資料 23 B S E 発生前及び現在のデータ（カナダ）
- 参考資料 24 B S E 発生前及び現在のデータ（日本）
- 参考資料 25 日本と同程度とリスクと考えられる E U 諸国のサーベイランス  
データ
- 参考資料 26 日本と米国の項目別比較表
- 参考資料 27 日本とカナダの項目別比較表
- 参考資料 28 Manual of Diagnostic Tests and Vaccines for Terrestrial  
Animals(2004)Chapter 2.3.13.
- 参考資料 29 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について  
（平成 17 年 9 月 1 日発出）
- 参考資料 30 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について  
（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）  
（平成 17 年 9 月 9 日提出）
- 参考資料 31 米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉を摂取する場  
合と、わが国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの  
同等性に係る評価（たたき台）（第 30 回プリオン専門調査会配布）
- 参考資料 32 米国・カナダにおける牛肉産業の最新情報
- 参考資料 33 米国産牛肉等輸入解禁後に予想される各部位別充足率
- 参考資料 34 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について  
（平成 17 年 9 月 16 日提出）
- 参考資料 35 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について  
（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）  
（平成 17 年 9 月 22 日提出）
- 参考資料 36 米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉を摂取する場  
合と、わが国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの  
同等性に係る評価（たたき台修正案）（第 31 回プリオン専門調査会  
配布）
- 参考資料 37 項目別関連情報（米国・カナダ）（修正版）
- 参考資料 38 佐多委員からのご意見（第 31 回プリオン専門調査会当日配布資料）
- 参考資料 39 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について  
（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）

- (平成 17 年 9 月 30 日提出)
- 参考資料 40 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について  
(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)  
(平成 17 年 10 月 3 日提出)
- 参考資料 41 米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉を摂取する場合  
と、わが国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等  
性に係る評価(たたき台修正二次案)
- 参考資料 42 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について (平成 17 年  
10 月 13 日発出)
- 参考資料 43 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について (米国及びカナダ  
から輸入される牛肉及び牛の内臓について)(平成 17 年 10 月 21 日発  
出)
- 参考資料 44 米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉を摂取する場合  
と、わが国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等  
性に係る評価
- 参考資料 45 我が国における B S E の確認日、月齢、誕生場所、誕生日、代理乳  
メーカーの関係一覧
- 参考資料 46 山内委員の御意見(第 33 回プリオン専門調査会配布資料)
- 参考資料 47 金子座長代理の御意見(第 33 回プリオン専門調査会配布資料)
- 参考資料 48 甲斐(知)委員の御意見(第 33 回プリオン専門調査会配布資料)
- 参考資料 49 横山委員の御意見(第 33 回プリオン専門調査会配布資料)
- 参考資料 50 米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉を摂取する場合  
と、わが国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等  
性に係る評価(第 34 回プリオン専門調査会配布資料)
- 参考資料 51 堀内委員の御意見(第 34 回プリオン専門調査会配布資料)
- 参考資料 52 金子座長代理の御意見(第 34 回プリオン専門調査会配布資料)
- 参考資料 53 吉川座長の御意見(第 34 回プリオン専門調査会配布資料)
- 参考資料 54 小野寺委員の御意見(第 34 回プリオン専門調査会配布資料)
- 参考資料 55 山本委員の御意見(第 34 回プリオン専門調査会配布資料)
- 参考資料 56 吉川座長の御意見(第 34 回プリオン専門調査会当日配布資料)
- 参考資料 57 甲斐(知)委員の御意見(第 34 回プリオン専門調査会当日配布資料)

- 参考資料 58 金子座長代理の御意見（第 34 回プリオン専門調査会当日配布資料）  
参考資料 59 甲斐（知）委員の御意見（第 34 回プリオン専門調査会当日配布資料）  
参考資料 60 佐多委員の御意見（第 34 回プリオン専門調査会当日配布資料）

## 6．議事内容

吉川座長 それでは、定刻になりましたので、第 35 回「食品安全委員会 プリオン専門調査会」を始めたいと思います。

本日は当初 7 名の出席予定だったんですけれども、2 名が急用ができてしまったということで、欠席委員を含めて 3 人の委員の方からは今日の審議に関して、査察に関して前もって質問の事項をいただいていますので、報告の後、そこで各委員から送られた質問事項について審議したいと思いますけれども、そういうことで結果として非常に少ない 5 人ということになりました。

事務局とも話し合ったんですけれども、いつまでも先延ばしにはできないということもありまして、当初の予定の 19 日今日を委員会ということにさせていただきました。

食品安全委員会から 6 名の委員に出席していただいております。

厚生労働省、農林水産省の方にもお越しいただいております。事務局につきましてはお手元の座席表を御覧ください。

本日の会議全体のスケジュールについて、第 35 回プリオン専門調査会議事次第がございますので、御覧ください。

議題に移る前に事務局から資料の確認をお願いします。

福田評価調整官 本日の配付資料について確認をさせていただきます。

本日の配付資料は資料 1 ～ 資料 4 までの 7 点。当日配付資料が 1 ～ 3 まで 3 点の合計 10 点でございます。それに参考資料が 1 - 1 から 60 まで 62 点ございます。

議事（1）の「米国及びカナダにおける日本向けの牛肉認定施設の査察について（結果報告）」に関する資料として、資料 1「食品健康影響評価の結果の通知について（府食第 1184 号）」。

資料 2 - 1「米国における牛肉認定施設の査察結果報告」。

資料 2 - 2「カナダにおける牛肉認定施設の査察結果報告」。

資料 2 - 3「米国及びカナダにおける日本向けの牛肉認定施設の査察について（説明資料）」。

以上が議事（1）関連でございます。

議事（２）関連資料といたしまして、資料３－１「ピッシングに関する実態調査結果について」。

資料３－２「ＢＳＥ対策に関する調査結果（平成１７年９月末現在）」。

資料４「ＢＳＥ関係飼料規則の実効性確保の強化について」。

当日配付飼料１、２、３はそれぞれ各専門委員からの御意見、御質問でございます。

当日配付資料１は、佐多専門委員からの御意見。

当日配付資料２は、甲斐諭専門委員からの御意見。

当日配付資料３は、横山専門委員からの御意見となっております。

参考資料につきましては、これまでに使用いたしました資料でございます。お手元の委員の先生方の机の上にファイルとして御用意させていただいております。

なお、参考資料につきましては分量も多く、著作権等による制約もございますので、傍聴の方々にはお配りしておりません。事務局にて閲覧可能となっておりますので、御了承いただきたいと思っております。

以上、資料の不足等ございましたら、お知らせください。

吉川座長 資料の方、特に問題ありませんか。

それでは、議事に入りたいと思っております。１つ目の議事ですけれども、昨年１２月８日に食品安全委員会委員長から厚生労働大臣及び農林水産大臣に、前回の諮問について答申をしたところです。

それを踏まえて米国、カナダ産牛肉にかかる食品健康影響評価の結果、答申を踏まえて輸入再開という決断をリスク管理側としてしたわけですけれども、それを受けて昨年末に米国及びカナダにおける日本向け牛肉認定施設の査察というものを行ったわけです。

評価結果について、日本向けの輸出プログラムが遵守されているという前提で評価したわけですから、あそこの結論並びに付帯事項のところで書きましたけれども、条件付き評価であったために再開をもしずるとしても査察について、リスク管理側として説明する義務があるし、評価者としてはその査察結果について報告を受ける責務を負うものであるということを書いたわけですけれども、今日の報告というのはその査察結果内容を踏まえて審議を行うということになると思っております。

事務局の方から出席者その他についての説明をお願いします。

梅田課長補佐 本日は説明者といたしまして、厚生労働省から道野輸入食品安全対策室長、農林水産省から池田国際衛生対策室長にお出でいただいております。具体的な説明につきましては、両省の方から早速お願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

池田国際衛生対策室長 農林水産省の池田でございます。

それでは、米国及びカナダにおける日本向けの牛肉認定施設の査察の結果の報告をさせていただきますと思います。

ただいま座長から御説明がありましたように、12月12日に米国及びカナダの輸入再開をいたしまして、翌13日からアメリカにつきましては24日まで、カナダにつきましては23日までという日程で査察を行ってまいりました。

その結果につきまして、プロジェクターを使いまして御説明をさせていただきますと思います。

( P P )

今日の御報告の大筋でございますが、まず「1.輸出プログラム遵守の確認」ということで、今回私が参りました目的等について御説明させていただき、次に日本向けの輸出の条件となっております、1つは「2.月齢確認」について。

もう一つは、SRMの除去等について御説明をさせていただきますと思います。月齢につきましては生産記録による月齢の確認と、もう一つは生理学的成熟度、マチュリティーによる月齢の判別がございますので、別々に御説明をいたします。

「4.飼料規制」でございますが、これにつきましても、アメリカにつきまして調査をしまりましたので、その結果について御説明をしたいと思います。

これらを踏まえまして、米国におきまして、今後対応することとして申し入れた事項がございますので、それについて御説明をさせていただく。こういう順番で説明をしたいと思います。

( P P )

まず今回参りました査察対象の施設でございます。米国につきましては11施設でございます。ここに掲げてある、これはパッカーの名前でございますが、カーギル社、スイフト社、ナショナルビーフ社、タイソン社等々、11か所について、それぞれ査察を行ってまいりました。カナダにつきましても同様でございますが、4施設について査察を行ってございます。

このほか、関連施設といたしまして、子牛の生産農場あるいはフィードロット、レンダリング施設、そういったところにも行って、その状況を確認をしまりました。

( P P )

査察のやり方でございます。まず査察におきましては、施設の中で机上で話をし、次に施設の中で実際のものを見、これらを踏まえて再度ミーティングをするという形を取って



ございます。

まず最初の机上の確認ですが、当然ながら施設の概要等をお聞きすると同時に、文書化されたプログラムがございますので、そういったプログラム、プランを確認をいたしました。更に関係記録について確認をするといった形をまず取りました。おおむねこれで3～4時間を費やしております。

続きまして、実際のパッカーの中に入りまして、その遵守状況を確認をしております。と畜場でございますので、本当の流れは生体の受け入れからこういう逆の順になるんですが、順番的には衛生的なことを考えまして、逆の順番になっておりますが、これらの処理工程について確認をしてきたということでございます。これはおおむね3時間程度かかったという状況です。

こういった形の調査を踏まえまして、最終的にもう一度質問をしたり、あるいはもう一度関係文書を確認したりをしております。こんな形で査察を実施をしております。

( P P )

まず輸出プログラム遵守の確認でございますが、これは実際の輸出プログラムについて、おさらいでございます。特定の品質条件というのがございます。これが言い換えれば日本向けの輸出条件でございます。1つは特定危険部位を除きましょう。もう一つは月齢を20か月以下にしましょう。あるいはほかの牛肉と混ざらないようにしましょう。こういった条件がございます。

こういった条件を遵守をするために各パッカーは輸出プログラムをつくるわけですが、その内容はこの条件を守るための組織をどうするか。あるいはそれぞれの働いている方の訓練をどうするか。この条件に合った製造をどういうふうにするか。できたものをどう管理するか。この条件に合わないものが出ないように、どういうふうにするか。こういったプログラムをそれぞれ定めることとなっております。これは手順書という形で作成、管理され、これに応じて必要なものについては記録が保管されることとなっております。

更にここにつきましては、農務省がこういったプログラムについて輸出施設として認定をするわけですが、認定後も外部監査として農務省が最低年2回は査察を行う。更に企業独自でも査察を行う。こういう仕組みになってございます。まず私どもといたしましては、こういったものの確認をしょっぱなに行ってきたわけでありませう。

( P P )

今、申し上げました輸出プログラムでございますが、そこにその例示をしております。これは必ずしもどこかのパッカーのプログラムそのものであるということではございませ

ん。そういったプログラムにつきましては対外的に公表するということができないもの  
すから、ここではイメージという形で御理解いただこうと思ってつくったスライドです。

先ほど幾つか挙げました中の製造条件の部分ですが、こういうことが決まっております。  
例えば、月齢証明をされている牛の受け入れに当たってはどのような手続をなささいとい  
うこと。これは受け入れの担当者がその月齢証明書を確認しましょう。更に個体の耳標番  
号を確認して、この証明書に掲げてある個体であるということをマッチングしましょう。

更に一度受け入れたものにつきましては、と畜前の待機をしている場所で、ほかの牛と  
は違う区画に収容しましょうという手続が定められているというようなこととござい  
ます。

あるいはと畜ですが、これはすべてのと畜場がこうなっているわけではありませんが、  
例えば、と畜シフトの最初にと畜しましょう。枝肉につきましてもきちんと識別をしま  
しょう。その識別はタグによって識別をしましょう。部分肉処理について、処理のシフトは  
操業の最初に処理をしましょう。必ずしもすべての工場がこうではないんですが、こう  
いった手続が定められているということとございました。

( P P )

更にそのようにしてできた製品、あるいはそのできる途中でござい  
ますが、モニタリングをして、それぞれの条件が守られているかどうかの確認をするとい  
うことで、その手続あるいはモニタリングの項目が定められています。

例えば、ペンにおける牛が適正に分離されていたか。タグがちゃんと使用されていたか。  
あるいはあらかじめ搬入をした月齢を確認した牛の頭数と、と畜した後の枝肉の数がし  
っかり合っているかどうか。こういったことについて、日々モニタリングを行うとい  
うことがプログラムをして定められているということとございます。

( P P )

内部査察についても定められておりまして、例えば、パッカー内での実施状況といたし  
まして、四半期に1度はやりましょう。そのやる項目は月齢の証明書がきちんとできて  
いたかどうか。受け入れにわたっておかしなものがなかったかどうか。あるいは供給者、フ  
ィードロットになるわけですが、その査察がどうであったか。こういったことについて、  
内部査察をしっかりやりましょうということがプログラムとして定められている。

牛の供給者、フィードロットについても査察をしましょう。これは例えば、年1回やり  
ましょう。そこでは施設でしっかり分離されているかどうか。関係書類がちゃんと保管さ  
れているかどうか。こういったことについて査察を行いましょう。こういう決め事がプロ  
グラムとして定められておりました。

( P P )

予防措置ということで、イメージをここでつくってありますが、例えば、日々関係者がミーティングをしましょう。あるいはお客様からの情報、査察結果。こういったものを通じて、不適合のないように改善をしていきましょう。不適合事例が発表された場合には是正措置を取ります。あるいはその是正措置については記録をしていきます。こんなことが定められております。

勿論その F S I S の検査官がパッカーに常駐しているわけですので、そういった検査官からの指摘も予防措置ということで活用をするという形でございます。

( P P )

今、申し上げたようなプログラムをパッカーがつくりまして、それを米国農務省に申請をする。米国農務省はその申請に基づいて審査をし、適正であると判断をすれば、日本向けの輸出工場として認定をしていくという形でございます。

A M S の監査ということでは、年 2 回以上は監査を行っているというような仕組みでございました。

( P P )

それで私どもといたしましては、こういう仕組みがまずしっかりとできているかということを確認に行く。これが今回の査察の大きな目的であります。一義的にこのプログラムを遵守するという事、あるいはその遵守がきちんとされているということの確認は米国政府であり米国のパッカーでございますが、私どもとしてもそれをきちんと確認をするという目的で査察を行ってきたわけであります。

査察はまず今申し上げたような輸出プログラムに適合した体制がきちんと整備されているか。すなわち輸出プログラムに規定される要件を担保するための作業手順、今イメージという形で申し上げましたが、そういったものが文書化をされ、きちんと体制として整備されているか。これをそれぞれ確認をしてまいりました。

その作業手順の適切な実施のための確認システム。例えば、内部監査であったり、そういったものがきちんと文書化され、体制として整備されているかどうか。これの確認をしてきたわけでございます。

先ほど、イメージとしてお示しましたようなことを、我々はその現場でプログラムを閲覧をし確認をしてきたということでございます。更にそのプログラムに基づいて、現場でルールどおりに実施されているかどうかを確認をしてまいりました。ポイントとなるのは搬入、月齢確認、S R M の除去、他の牛肉と日本向けの牛肉との識別。大きく言えばこ

ういった点について確認をしてみいました。

( P P )

では、現場でルールどおりにやられていたかどうかということについて、これからまた御説明をしたいと思います。まず月齢確認でございます。月齢確認は2つのやり方があるわけですが、そのうちのまず生産記録による月齢の関係を御説明します。

今回、アメリカにつきましては子牛の生産農場2件に行ってみいました。これはその2件のうちの一貫経営、すなわち子牛を生産し肥育まで行ってパッカーに納めるという農場でございます。おおむね1,000頭規模という大きな農場でございますが、牛は1頭1頭耳標によって識別がなされておりました。

( P P )

これは出生記録をどのように取っているかという、まず生まれたときにどういうふうに確認をしているかという御説明ですが、現場で働いている方々はこういった野帳を携帯しておりまして、繁殖シーズンになりますれば、その親牛が子どもを産んでいるか産んでいないかというのを濃密に観察をし、これはちょっと小さくて申し訳ございませんけれども、それぞれ産まれた場合には子牛に耳標を付け、その番号を書いたり、あるいは生年月日を当然書き性別を書いて、また親の識別番号を書くということが行われております。

このようにしていつ産まれたかを確認したものを事務所の方でデータベースとして集約して記録を残しているという状況でございました。

( P P )

こちらは子牛の生産のみを行っている農場でありまして、一定程度になりましたら、これを育成農家あるいはフィードロットに販売をしていくという農場でございます。私どもが参りましたのは冬ですので、まだ子牛を産むシーズンではありませんでした。ここに掲げているのは母牛で、ちょうど今、妊娠をしており、この春から子どもを産み始める牛でございました。ここに見えます黄色い耳標により、親をしっかり管理しているという状況です。

これがこれから季節がよくなって草が生え出して、子どもが産まれてくると、こういった形で放牧をされていくということでございました。この写真については実際に見てきたわけではなくて、写真を写真で写したものです。

( P P )

ここの農家におきましては出生記録は先ほど説明をいたしました農場と同様に管理をされておりました。こういった生産農場から次に移る場合、ここでは子牛農家からフィード

ロットへ行く場合に、生年月日が情報として伝達されなければいけないので、その伝達例をここに挙げてございます。

これは子牛農家がこういった証明書を書いて、出荷するときに牛に添付をして出荷をするわけであります。大変小さくて恐縮ですが、ここにバースデートを記入をするようになっております。あるいはどのようにして、その個体が識別をされているかという識別の方法がここに掲げてあります。

( P P )

次に牛が搬出された、そういうフィードロットでございますが、私どもが訪れたフィードロットは大変大きいフィードロットで、約六万頭規模の収容能力を持つということでございます。先ほどの子牛の生産農家。個々は非常に小さいところもございまして、全米で平均すると統計上では40頭程度であろうとなっておりますが、そういう小さい農場から育成農場でまた集約され、最終的にはこういう大きいフィードロットで肥育をされてパッカーへ行くというのが一般的なアメリカの肉牛産業の流れですが、その中で生年月日がわかる牛がどのように管理されていたかということをお説明します。

( P P )

やはり管理は耳標によって個体を識別するということでもあります。先ほど見ていただいたような大きいフィードロットですが、あそこにいる牛すべてが月齢がわかるわけではなくて、極めて一部分について生年月日がわかるという状況でありました。

生年月日がわかる牛は1つの区画にほかの牛とは分離をして収容され飼育されております。これとちょっと色は違うんですが、耳標でそれぞれの個体に識別を施しているということでもあります。このフィードロットでは子牛の生産農場で付けられました野帳についても記録として保管をしていたところです。

( P P )

今度はフィードロットからパッカーへ牛が移っていくわけですが、その際のフィードロットがパッカーに提出する証明書。これによって生年月日の情報を伝達しているわけですが、これが実物の絵ですが、一部拡大をいたしますと、例えば、その牛が何か月齢であるかということ。月齢だけではなくて、出生年月日といったものも記入するということでもございました。子牛の農場と同様に識別の方法についても記載をされております。

( P P )

今、申し上げたようなフィードロットであるとか、子牛の生産農場が日本向けの輸出プログラムの中でどのように位置づけられているということを表した模式図であります。

大きく分けると2つございまして、1つはパッカーがつくる日本向けのプログラム。この傘下としてすべてが認定されている場合。すなわちパッカーが持っていて、その下にフィードロットとか子牛の農場であります。これが一くくりでプログラムになっている場合があります。

もう一つは、このフィードロットが独自に月齢認証をするというプログラムを持っている場合があります。この場合はフィードロットと子牛農場はペアになっておりますが、こういう独自のプログラムを持っているところからパッカーに出荷をする。逆に言うとパッカーはこういう独自のプログラムを持っているものを自分のところへの供給者として認定をすることがある。大きく分けると、こういう2つのタイプでございました。

今、申し上げたようなフィードロットから、こういうトレーラーに乗ってパッカーへ運搬をされるということでございます。

( P P )

もう一つが生理学的成熟度による月齢の判別でございます。これについて、これから御説明をいたします。

このスライドは、生理学的成熟度による月齢判別の流れを示した模式図であります。まず牛がと畜をされるわけですが、その後、枝肉となった段階で施設の職員があらかじめ米国農務省の担当局からある程度訓練を受けた施設の職員が、日本向けになりそうだというものについてJスタンプを押すという行為が行われます。

このJスタンプが押されたものについてのみ、農務省の格付検査官が通常の格付を行うとともに対日輸出証明を行うという、2段階のチェックを行ってA40であるとかA50以上であるかどうか。こういったことを証明をしているわけであります。

まずは通常のラインで見た後に別ラインで対日輸出用の証明を行う。この際に骨化の状況あるいは肉質の状況等々についてもしっかりと記録を保管しなさいということですので、これを行わなければいけない。A40以下であると判断されたものはUSDAの承認印というのがございまして、それを枝肉に押して、日本向け輸出に適しているものとして、ほかのものと区別をし取り扱っております。

A50以上と判断されたものにつきましては、このJマークを切除して日本向け以外のものと同様に取り扱うということでございました。これは流れでございます。

( P P )

今、申し上げた格付の仕方につきましては、米国の農務省が通知書を出してございます。この通知の骨子は目的があり、例えば、格付官の認定要件があり、識別はどういうふうに

しなさいという手順が掲げられております。米国農務省の格付官はこういった通知に従った格付を行っているわけでございます。

( P P )

それを幾つかサマライズしたのですが、目的は米国農務省が認定した輸出証明プログラムに含めるための牛枝肉の証明条件を規定。言い換えれば日本向けの E V プログラムに含めることができる枝肉を証明するわけで、その条件を規定するものです。その証明はだれが行うかということですが、A M S という担当局の代表者。代表者と言いましても、これは格付官だと御理解いただければいいと思います。

この格付官であって、この通知で定める条件に関して認定。ですから、だれでもいいというわけではなくて、ある認定行為があって、その認定に合格した人間がやりますということでございます。枝肉は当選ながら A 40 以下と証明されなければいけないということは定められております。

( P P )

U S D A の格付官、A 40 の格付証明を行う社の要件ですが、テストを行って 98% の信頼度を確保していることが必要である。一定のグレード以上のものが必要であるといった要件が定められています。

( P P )

更に識別の手順ですけれども、先ほど申し上げましたように A 40 以下につきましては承認印を押して識別しましょう。J マークについては大きさが定められており、3 インチかける 3 インチであります。格付官はしっかりとその格付の結果について記録をしておきなさいということが定められております。

実際にどのように行われているかということですが、この左のスライドは通常の格付のラインであります。これは日本向けであろうと日本向け以外であろうと、このラインを取っていくわけですが、この工場では手前から奥の方に枝肉が流れており、こちらの方に格付官が追って格付を行っております。

J マークのついた枝肉は一度ここを通過してチェックをされるわけでありまして、更にこの奥の方でこの枝肉は右の方に行って、例えば、こういう倉庫がありまして、冷蔵庫につり下げられるわけですが、日本向けの J マークが付いたものはほかのものと違うラインにつり下げます。この違うラインでつるした状態で証明を行っていくということです。

これはちょうどその証明を行っているところですが、手だけしか出ていませんが、これは格付官です。こうやって 1 頭 1 頭背骨の状況等をチェックして、それを記録に残し

て最終的に A 40 以下なのかどうかというのを証明しております。

( P P )

今、小さく写っていたものですが、これが記録でございます、A M S が定める記録書の様式がありまして、それに一つひとつ記録を残しております。これは写真ですが、格付官はこういった写真を携帯し、その格付の参考にしております。これはどこのパッカーでも同様の手法が取られておりました。

( P P )

先ほど、模式図で御説明しましたが、これが J マークであり、A 40 以下であると判別されたものには U S D A の承認印が押されます。これは承認印であります。ですから、こういったものが押されている枝肉は日本向けに適した枝肉ということになるわけであります。

一方、A 50 以上というものについては、この J マークを削り落としておりました。工場によっては日本向けの枝肉をこれだけで識別するのではなく、ここにちょっと小さくて申し訳ございませんが、特別の日本向けのタグを枝肉に付けて、ほかの枝肉と混合してしまわないような分別方式を取っておりました。

道野輸入食品安全対策室長 それでは、引き続きまして、各と畜場、食肉処理施設における S R M の除去の状況、それぞれ対日輸出品を当然のことながら国内向けのものと区分して管理しなければならないわけですが、その具体的な内容につきまして御報告します。

( P P )

もう S R M の範囲の件は先生方は御承知だと思いますので、あえてもう一回説明することはないと思うんですけども、日本向けのものについて、米国の国内規制とは別に日本の範囲と合わせるということで進められておりました。これは当然 E V プログラムにも記載されておりますし、各施設のプログラムにおいても同様でございます。

特に S R M の取扱いということに特化して御説明しますと、アメリカで B S E が発生した 2002 年 12 月ですが、その後 2003 年 1 月 12 日に B S E 対策についての規則が施行された。その時点において、B S E というハザードについての分析であるとか、各施設における衛生管理プログラムの中でこういった管理をするかということについて、H A C C P プランの中に組み込んでいくということが義務づけられたわけです。

各施設の H A C C P プランを確認したところ、やはり C C P に位置づけられるということとは基本的にはなくて、すべての施設で重要なハザードというのは O 157 対策ということでは強調されておりました。B S E に関してもハザードの 1 つとして分析をされていたわけで



すけれども、米国の農務省のレポート等から、アメリカ国内での発生リクスというのは非常に低いんだというような考え方が取られているということは事実でございます。

ただし、SRMの除去、分離、廃棄といったものについての手順については、そういう意味で言うところクリティカル・コントロール・ポイントのところでのSSOPに定められているケースはありませんけれども、例えば、プレリクジットプログラム、我々はPPと言っていますけれども、そういった衛生管理のプログラムの中で当然のことながら、その手順書を作成し一定時間置きにモニタリングをやるというような仕組みが取られております。そして、その記録を保存して、検証が可能なような体制を取るということで、記録も保存されておりました。

こういった2003年1月の規則改正、今回の輸出プログラムの上乗せ規制に関しては、それぞれ米国、カナダ政府が検証を行っております。米国につきましては、その国内規制部分についての検証はFSIS、食品安全検査局。輸出プログラムに関してはアグリカルチャー・マーケティング・サービスというところが検証を行っております。

(PP)

後ほど写真をお見せしますが、その前にと畜解体工程に沿ってSRMの除去、区分管理の手法について御説明を申し上げます。

生体搬入の段階で、いわゆる歩行困難牛の排除ということで、SRMというわけではないんですけれども、フードチェーンに入れられないということで、アメリカでは規制がかかっております。この際にロットごとに搬入をされて、ロットというのは、先ほど池田さんから説明のあったフィードロットごとに搬入がされるということで、通常は共通の耳標による確認をしていくというようなシステムになっております。

と畜工程に関しましては、順番に言いますとスタンニングから放血、皮をむいて頭部を取って内臓を摘出して背割りをするというプロセスになるわけですが、頭部の除去、除去された頭部についての扁桃の除去、枝肉になった段階での脊髄の除去、摘出された内臓の中から腸を食品として利用する場合には回腸遠位部を除去するというので、それぞれのと畜場において、こういったSRMの除去というのは確実にやられておりました。

実際の区分管理の具体例でございますけれども、耳についた耳標は皮を取ると取れてしまうので、皮を取る前に耳標データを入力して、と体がぶら下がっているトロリーが一個一個識別できますので、それによってデータを管理するというようなことをやっております。

生産記録により月齢確認ができるロットという場合には、そのロット全体を前後のロッ

トと間隔を取って処理して識別していく。要するに最初から日本向けとして搬入して、最後まで日本向けとして独立したロットとして完了するという手法です。

日本でも同じなんですけれども、と畜検査のプロセスの中で、全部廃棄の疾病が見つかったときに、関係の枝肉とか内臓とか頭部とか、そういったものが確実に廃棄処分ができるようにということで、同一個体由来の枝肉、内臓、頭部というのは合札で管理をされています。これは日本と同じ手法が取られていました。

( P P )

枝肉になった段階で、まだ冷蔵庫に入れる前に軽量時にもう一度、これは軽量というのは重量をはかるわけで、その際に個体の管理番号だとかロットの番号だとか、そういったものもコンピュータに入力をしつつ、その枝肉にそういう識別タグを貼付する。

例えば、生産記録による月齢確認ロットの場合には、Sとか、そういう特殊なスタンプを使ったり、ブルーのタグを使う、日本向けのコードを使うというようなことで、その枝肉そのものが日本向けかがわかるようにしていくという管理をしております。

成熟度で確認する場合には、A40以下の可能性のあるものはJスタンプというのをとりあえず押しておいて、その後、先ほど説明のあったようなプロセスを通してA40以下の場合にはUSDAが確認をしていくというような識別法を取っております。

部分肉の処理施設においては、これは脊髄の除去というところが問題になってくるわけです。これにつきましては、実際に日本向けのものでも脊髄を除去しているところは今回見れなかったもので、次回見てこようと考えています。

ロット管理ですけれども、枝肉の段階までは個別個体管理ということがされているわけですが、その枝肉の段階で、例えば、グレードの高いもの、低いもの、日本向けのものとか、それぞれのロットで管理をまとめてしまうわけです。その当該ロットごとに部分肉を処理する部屋に持ち込んでカットをしていくということで、そのグレードとか仕向け先とか、そういったもので区分したロットを特定の処理時間に区分して処理していく。

今4時16分ですが、例えば、4時16分から5時までの間に処理したものは日本向けばかりというような形で管理をしています。

その前後を彼らはグレードチェンジと呼んでいますけれども、一旦部分肉の処理室が空になる状態にして、その前後のロットが混じらないようにという管理をするということがありました。

次の段階で梱包されるわけですが、先ほど申し上げたグレードチェンジのときに、ラベルだとかカートンとかもロットごとに違うものを使っている場合には、これも部屋か

ら引き上げたり出したりということをしております。

梱包された箱に関して言いますと、そういったラベルだとかカートンの色だとか、日本向けのを積み上げたパレットボードを、リフトで動かすのにパレットの上に乗っけて動かすわけですけれども、そのパレットごとに区分をするというような区分の仕方をしておりました。

( P P )

日本で言うと畜検査員ですけれども、農務省の食品安全検査局の対日輸出監督体制ということで、インスペクターは大きく分けてラインインスペクターとフロアインスペクター。

ラインインスペクターというのは日本で言うと、まさにと畜検査をやる人ということですね。SRMの管理で言いますと例えば、頭部の検査では扁桃の除去。ただ、ここでその扁桃の除去に関して言うと、口蓋扁桃の除去は頭部検査の前に全部やっていました。舌扁桃に関しては頭部検査の前にやっているところと後にやっているところと、そこは二通りございました。枝肉の検査では脊髄除去の確認ということがやられていました。

フロアインスペクターの方は、その担当の施設内を巡回して、SRM管理もそうですし、先ほど申し上げたようなHACCPプログラムを含めた施設の衛生管理の検証ということを実施しています。ですから、先ほど申し上げたような頭部の検査で、特に舌扁桃が頭部検査の後にやられているものに関してはこういった検証という方で確認をするということになるわけです。

FSISは本来国内規制を担当しているわけですけれども、対日輸出にかかる役割としては、こういった対日輸出の不適合品を発見した場合の措置ということで、輸出証明の署名の拒否。日本向けに輸出されるものについてはすべて農務省が発行した証明書が付いているわけですけれども、その証明書の署名を拒否するということ。それから、その不適合品を発見しということについて、アグリカルチャー・マーケティング・サービスとあって、日本向けの施設の認証をやっている機関ですが、ここに通報する。そして、そこが査察を実施するというような流れになります。

( P P )

実際の施設。これは例ですので、みんなこういう形ではありません。これは搬入時ですけれども、FSISの生体検査による歩行困難牛の排除ということで、この施設は非常にいい構造をしていて、ちょうどこれはトレーラーから下ろすところの受け入れのペンなんですけれども、このところの上にブリッジがかかっている、検査官が記帳できるボックスがあるということで、上から見渡せるということで、これは非常に条件のいい施設で

ありました。

ほかの施設ではこういった構造にはなっていないくて、もう少しレベルの高いところから見れるようなところはございました。そのほかに同じ高さから見るところもあります。実際に歩行困難牛の確認に関しては去年の7月に、ここでも御説明しましたけれども、制度が変わって、検査官が1頭1頭見るということで、それぞれいろんな工夫をしております、こういう構造のところはいいんですけども、そうでないところに関しては例えば、ペンからペンに移動させて、その際に見るとか、そういったような工夫もされておりました。

その辺の内容については、それぞれの検査官に聞き取りをしましたけれども、こちらが聞いたことについては的確な答えが帰ってきました。

( P P )

この生体受け入れのときに横にあった、ああいう小屋みたいなものがあるわけですが、その事務所の中で、こういった搬入されたロットの確認ということで、どこのフィールドロットから何頭来たか、どういう耳標、どういう識別がされているのかということについて確認がされます。

( P P )

その搬入されたロットごとにこういったペンにすべて入れていかれるというような形になります。歩行困難牛の確認については、こういうペンからペンに移動をさせて、その途中の通路の横に立ってみるといったような工夫もなされておりました。

( P P )

これは一手法ですけども、ロットごとにと室に搬入していくわけで、これはと室に搬入するところなんです。我々は追い込みと言っていますけれども、ここの途中でこういう施設の人がロットの最初と最後の個体にマーキングをする。Jと大きく書いて、一番最後の個体にはJペケと書いてあります。そういったことで日本向けロットの確認をしています。

( P P )

カナダについては御承知のとおり、個体識別制度がもう施行されていますので、耳標による確認ということがされています。

( P P )

ピッシングですけども、私は実際に見たのは5施設なんですけれども、5施設すべてこの形態のスタンニングのマシンを使っていました。日本で使われているものよりかなり大型ですし、かなり医療はありそうなものでした。

日本と違って、これでスタンニングをして、どどっと前に崩れかけた牛の足を下の方からチェーンを引っかけてつり上げるといようなやり方をどの施設でも取っていました。いずれの施設もピッシングはやっておりませんでした。

( P P )

放血をした後にこういった個体管理ということがスタートするわけですがけれども、この耳標を読み取ってコンピュータ入力する。もしくはそのロットの先頭と最後にこういったタグを付けて、どういうロットかということの確認をできるようにするということをしております。

( P P )

剥皮する前に頭部を取るわけですがけれども、その段階でまず、ここに小さいですが、合札と言って、個体管理をするためのギャングタグというタグを付けます。このタグを頭部を取った場合はここに付ける。枝肉は2つあるんですが、これと反対側に付けるというようにやっていきます。除去した扁桃はこういったグレーの廃棄専用の容器に入れられるわけですがけれども、これは多分、口蓋扁桃を取った方だと思います。右側の舌の方は、ちょうど組織を取って、今、ぶら下げたところということですので、舌扁桃はまだ除去されていません。

( P P )

舌扁桃の除去と舌の保管ということで、これは舌扁桃は既にこの時点で、こんな感じで切られています。これはF S I Sの方でガイドラインを出していますけれども、その位置で切られます。先ほどちょっと触れましたけれども、月齢確認をしている牛の由来のタンはそのまま日本に輸出ができる。

それから、A 40と確認されたものについても一部、舌を日本に輸出している施設もございました。これは先ほど出ましたように、A 40の可能性のあるものについてはJスタンプを枝肉で押しますけれども、そのときはまたその個体由来のタンだということがわかりますので、それを取っておいて最終的にA 40以下だということが確認とされた個体について日本向けに輸出する。それまではこういうふうに冷蔵庫に並べて取って待つておくということがやられておりました。

( P P )

内臓摘出後の背割りということで、背割りの作業自体は日本と同じですがけれども、背割り前の脊髄を除去している施設はございませんでした。ただ、背割りののこぎりについては1頭ごとに洗浄するといようなことでっております。

( P P )

脊髄の除去ですけれども、背割りをした後にこういった先っぽに歯が付いた、環が付いていて、これが回転する構造になっていて、これで多分、硬膜もかなり削り取って、一緒に除去する。これは吸引措置でして、そのまま削られたものはずっと吸引されるというような仕組みになっています。いずれの施設でもこの機械を使って脊髄の除去がされておりました。

これは左側が除去前、脊髄がずっと付いているわけですけれども、除去後の方につきましては、対骨のちょうど内面はずっと見えるような形で除去が行われています。いいのを選んだわけではなくて、その辺のものを撮ったということです。

( P P )

その後に高圧洗浄。もともと高圧洗浄であるとか、特に高圧洗浄で 83 以上のお湯を使ったりとか有機酸を使ったりしているんですけれども、これはもともとはその病原菌対策ということで、盛んにアメリカのと畜場ではこういうことをやられておるわけですけれども、いずれの施設でもこういった高圧洗浄ということを経肉になってからでも最低 1 回はやられています。

この下は蒸気風蒸し器の吸引装置。これは枝肉について消化管内容物などを蒸気殺菌しながら吸引する装置なんですけど、これでスタンニングのときにできた穴の周りからそういった内容物が出てきた場合に取り出すということで、そういったことをやっているところもございました。

( P P )

これは枝になって、最終的に F S I S の枝肉検査が終わった状態のものです。この段階でこういったロットナンバーであるとか枝肉の I D ナンバーとか重量とか性別とか、こういったものが付けられます。このタグが青いというので日本向けと区分しているというところもあります。

( P P )

その後、冷蔵庫に入るわけですけれども、A 40 以下ということと、もともと月齢確認がされたロットに関してもこういう形で日本向けのレーンに区分して保管がされています。

( P P )

それから、最終的に分割してブロック肉、いわゆる部分肉になって輸出がされるわけですが、ここは部分肉の処理施設であります。こういった向こうからこちらにもの流れるとしますと、向こう側で枝肉を大きく分解して行って、それぞれのラインでカット

をしていくというような施設の構造になっていて、ここからは時間管理ということになります。

( P P )

これは箱詰めをした段階の絵ですけれども、こういった品物のコードの2けたの番号で日本向けということを区分したり、こちらは9843と書いていますけれども、これ自体が日本向けのアウトサイドスカートのコードナンバーというような管理がされていまして、これはみんなバーコードで全部管理がされるというようなことになります。

杉浦畜水産安全管理課長 今回の査察では、農場、レンダリング施設における飼料規制の遵守状況についても調査してまいりましたので、その結果について御報告させていただきます。

( P P )

これは復習でございますけれども、米国、カナダにおける飼料規制でございます。米国、カナダでは基本的にはほ乳動物由来のタンパク質を反すう動物に給与することが禁止されております。ただし、一部規制対象除外品目がございまして、例えば、豚または馬のタンパクのみからなる製品については規制の対象となっておりませんので、このような飼料規制の体系になっております。縦軸が原料で横軸が用途でございます。アメリカ、カナダの場合は反すう動物由来の肉骨粉を反すう動物に与えることは禁止されておりますけれども、豚、鶏に与えることは現時点では認められております。

下の注のところでございますように、この x となっているのは、米国では30か月齢以上の牛由来の脳、脊髄等の高リスク原料。カナダではカナダで定義するところのSRMを給与飼料から除外することを検討中ということで、将来的には禁止されるというような体系になっております。

交差汚染対策でございますけれども、米国、カナダではクリーニング方式が適用されております。日本では御存じのとおり、昨年4月よりライン分離が法制化されております。

( P P )

これは今、申し上げましたことを文章で表したものですけれども、ほ乳動物由来のタンパク質を反すう動物に与えることが禁止されておりますけれども、規制対象除外品目として血液、血液製品、ゼラチン、乳製品並びに豚または馬のタンパクのみからなる製品、動物性油脂が対象外になっております。

米国ではこれに加えて残飯など、調理して食用に供された後に熱処理の上、飼料に供される検査済み肉製品も対象外となっております。

( P P )

今、申し上げました飼料規制がどのような措置で担保されているかというのを示したのがこのスライドでございます。まず表示についてはレンダリング業者、タンパク質ブレンダー、飼料製造業者及び流通業者は、先ほど申し上げました禁止対象物質品目が含まれている飼料については、牛その他の反すう動物には給与してはならない旨表示することが義務づけられております。

今、申し上げました業者に加え、牛飼養農家は記録の保存が義務づけられておまして、送付状、ラベルの写しなどを1年以上保管することが義務づけられております。

交差汚染防止対策としまして、ほ乳動物由来のタンパク質を含む、またはその可能性のある製品とそれ以外の製品の両方を製造している業者は製造施設を分離するか、製造工程のクリーニングを行うことが義務づけられております。

そのほか、クリーニング方法は文書化し記録を保存し、検査を受けるときには示せるようにしておくこととされております。

( P P )

次に、実際に農場における飼料規制の遵守状況でございますけれども、これも若干の復習になるんですけれども、米国、カナダの飼料流通の実態でございます。日本の場合、右半分ですけれども、単味飼料が農家に購入されて使われるということではなくて、一般に配合飼料工場でブレンドされて農家で使われるわけですけれども、アメリカ、カナダの場合は近傍から集めたトウモロコシなどの単味原料に補助飼料を添加した配合飼料が給与されております。特にフィードロットでは農家が大規模な飼料工場を持っておまして、そこで自分の牛専用に配合飼料を製造しているのが一般的でございます。

これは最初の月齢確認の子牛生産農場の最初の農場で使用されておりました補助飼料のラベルでございます。原料の欄を拡大して示しておりますけれども、使用されていた原料はすべて植物性のものでございました。そこにございますように、グレイン・プロダクツ、プラント・プロテイン・プロダクツ、プロセスとグレイン・バイ・プロダクツといった、すべて植物性のものでございました。

( P P )

実際に今回調査した農場でございますけれども、パッカーに牛を供給しているフィードロット2か所、フィードロットに肥育元牛を供給している育成農場3か所及び酪農場1か所を調査いたしました。

調査結果といたしましては、反すう動物由来のタンパク質を含む動物性タンパク質の給



与は補助飼料、サプリメントを含め認められませんでした。

油脂、イエローグリースを配合した飼料を用いている農家がありましたけれども、すべて植物及び廃食用油を原料として使用しておりました。

( P P )

これは飼料規制で求められているのではなくて、民間での取組みについての今回の査察で観察されました取組みについての紹介になりますけれども、パッカーは牛供給農家であるフィードロットに対して、原則として年1回の宣誓書の提出を求めておりました。この宣誓書においては米国の飼料規制、動物用医薬品に関する規制などを遵守して生産していることを誓約する内容となっておりまして、提出が行われない農家からの牛の受け入れは拒否されるとともに、誓約内容への違反が判明した場合には、取引停止などの措置が取られるということでした。

( P P )

これが実際の宣誓書の見本でございます。真ん中の本文の下線を引いた部分に、飼料規制に適合しない肉骨粉などのほ乳動物由来のタンパク質を含むいかなる飼料も、牛及び反すう動物に給与されていないことという記載がございました。

( P P )

次にレンダリング施設における飼料規制の遵守状況でございますけれども、ここも若干の復習になりますけれども、アメリカ、カナダではレンダリング工場がと畜場に併設されているのが一般的でございます。その関係で米国、カナダでは既にレンダリングの畜種別の分離が進んでおりました。すなわちBSEの感染源となる牛肉骨粉が効果的に牛の飼料から排除できる環境ができておりました。

今回のレンダリング施設への調査について、まとめたものでございますけれども、禁止原料を取り扱うレンダリング施設ではFDAにおいても検査優先順位の高い施設として位置づけられており、原則として年1回の立入検査が実施されており、違反歴もないということでした。施設によっては四半期に1度の調査が行われておりました。

( P P )

製造品目につきましては、このスライドにございますように、一番左の肉骨粉、右に向かって非食用タロー、食用タロー、血粉、ゲルボーンといった品目が製造されていたわけなんですけれども、その遵守状況につきましては製造品目ごとに製造から出荷までの工程が専用化され、輸送については自主検査、クリーニング等が行われた貨車または車両により輸送され、出荷伝票には反すう動物の飼料に用いてはならない旨の記載がございました。

( P P )

なお、一番右のゲルボーンというのは、主にフィルムの原料として利用されるゼラチンを製造するためのものだとおっしゃいました。このうちの一番左の肉骨粉、一番右のゲルボーンが禁止原料として取り扱われておりました、真ん中の3つ、すなわち非食用タロー、食用タロー、血粉については禁止されていない品目でございます。

( P P )

最後にアメリカ、カナダの飼料規制遵守状況の調査結果のまとめでございますけれども、先ほど申し上げましたように、農場においては禁止原料は使用されておらず、飼料規制からの逸脱は認められませんでした。レンダリング施設においては禁止原料である旨の表示が行われるなど、飼料規制からの逸脱は認められませんでした。

それ以外に民間の取組みとして、パッカーはフィードロットに対して飼料規制等の法令を遵守して生産している旨の宣誓書の提出を求め、生産段階における飼料規制等の遵守を担保しておりました。

以上でございます。

道野輸入食品安全対策室長 続きまして、今回の査察を終えて、米国側と協議を持ちまして、全般的な事項について、今後新たにアメリカ側で対応を取ってまいらしようということについて、2点合意しましたので御説明します。

これは今回、例えば、日本への輸出条件が守られなかった事例というのはなかったわけですが、継続的に守ってもらうためにこちらとして必要だと考えられることについてはアメリカ側に要請をして、アメリカ側も対応するという事になったものです。

1点目ですけれども、多くの対日輸出施設では、対日輸出用の部分肉の処理作業を、作業の開始時、一番最初にやれば前のロットからの混入はないということがあって、そういった確率を少しでも減らすという観点でやっているわけですが、対日輸出用以外の部分肉との分別をそういったことで図っているわけですが、すべての施設でそういう対応が取られるようにということで、これは管理さえしっかりすれば混入しないということはあるので、こういったことをやるように米国政府が規則ではなくて指導しましょうということになります。

もう一点はSRMの定義が御承知のとおり、特に中枢神経系については異なるということがあります。実際にどういう懸念があるかということ、アメリカの国内向けに関して言えば、例えば、脊柱もSRMではないですから、30か月齢以下であれば、そんなに脊柱の回りの肉を処理する場合に、のこぎりで脊柱を狭い範囲で切ってもいいわけですが、

私が見たのは国内向けを見たんですが、かなり細く切っているところもありました。

それを日本向け輸出でやられているということでは困るので、どうもそういった脊柱の処理、頭のところもそうですけれども、頭の部分も頬肉が日本向けに輸出できますけれども、それ以外はできないわけです。SRMは日本ではなっています。そういった意味で頬肉を他の頭部の肉とコンタミしないように処理をする。そういった両国のSRMの定義が違う点については、日本向けの処理マニュアルに明確にその差を記す。

言ってみればアメリカの38か月齢と同じように処理をするということについて、マニュアルに明記してもらおうということで、これは米国政府から対日認定施設に対して通知をして対応することになりました。

( P P )

これは査察とは別ですけれども、下側ですが、輸入時検査を現在強化をしています。再開を判断して以降、厚生労働省側は当面3月の終わりまで全ロット検査ということで、輸入届出ごとに当現場で確認をする。

ただ、勿論全カートンを開けるのは難しいですので、実際には、開梱の比率は目安で言えば10%と考えていただければいいと思います。これは母数によっては少数が統計学的に数字を出しているもので、ちょっと違ってきますけれども、考え方としては1割ぐらい開けていると御理解いただければいいと思います。

その中でSRMの混入がないとか、乾物の表示等を確認して、証明書に書かれているものと一致しているものが来ているかどうかということについて確認をしております。現在までにそれでSRM、例えば、脊髄がくっ付いていたというような事例は見つかっておりません。

( P P )

実際にその違反が確認された場合の対応ということでありましてけれども、1つは当該施設から日本向けの輸出を停止するという。是正措置を取られたことが確認されるまでの間、停止を継続していくということになります。

ただ、いずれにしても、そういった問題が起きたときに原因は何なのか。その原因が個別施設に限定するものなのか、それともアメリカのシステム全体に及ぶようなものなのか。それは個別の事例、継続して問題が発見されるとき、そういったことで個別に変わってくるとは思いますけれども、そういった事例に合わせて対応していくということになります。

したがって、重大な日本向け条件の遵守違反が繰り返されるというような、システム全般に関わる問題が確認された場合には、全体からの輸入停止ということも検討していくとい

うことになりませけれども、こういったところになる前に米国ときちんと協議をして、ルールどおりものが輸入されることを確保することが重要だと考えています。

以上でございます。

吉川座長 どうも説明ありがとうございました。かなりのボリュームで、何から質問するかと言っても困りますけれども、とりあえず事前に今日来られないけれども、資料の方を受け取った委員の方から3人ほど御意見をいただきましたので、まずそれを事務局の方から紹介してもらって、説明を受けた上で今日出席されている委員の方から追加、あるいはその質問に対する説明も含めて審議をしたいと思えます。

当日配付資料1～3というのがそうですね。

梅田課長補佐 3名の専門委員の方から、今、御紹介いただいたように御意見を事前にいただいております。これについて、いかがでしょうか。今の御説明の中でも、これの御意見を踏まえて、かなりの部分については御説明の中に盛り込んでいただいている部分もあるかと思えます。

時間の関係もございませるので、全体を見ていただいて、座長にお任せさせていただいて、特にこの部分についてはもう一度確認をするなり、あるいはこれに関連したことで御質問をいただくということで進めていっていただいた方がよろしいかと思えます。

吉川座長 わかりませました。と言っても、これは当日配付資料で、どの先生が何を質問されてきたか、私も今、見ながらやっているんですけども、確かにかなりダブった部分もあります。

1つは、査察した施設に関して、どういう基準で査察したのか。あるいは査察内容については今日かなり詳しい説明がありましたけれども、どういう選び方をしたか。今後どういう手順でほかの施設も含めてやっていくのかという辺りが、最初の全体を介した質問事項の上の方には書いてあります。

道野輸入食品安全対策室長 御承知のように広い国なので、効率的に回るということもあって、基本的にまずアメリカ側からこういうスケジュールでどうだということで提案が来ませ。今回は1回目ということもあって、4大パッカーについては網羅がされていて、それ以外が1施設、アメリカの提案ではございませました。

そういったことでアクセスがいいと言っても、車で5時間も6時間も走らなければいけないところもあるわけなんですけども、そういった効率性も考えて、今回はアメリカの提案の内容でこちらを回りました。

ただ、1施設だけ当初、輸入があったところについて、日本側からここはすぐに行くこと

ということで、1か所行ったところもあります。そこはそういった意味では事前に行きますよと言ってから、ほかの施設に比べれば短い期間で査察を行った施設ということになります。

2回目以降に関して、出発は日曜日なんですけれども、来週の月曜から2回目の査察も予定しておりまして、今度は2チーム回って、1チームは大手が中心ですけれども、そうでないところをもう一つのチームが中心に少し回ってくる。

今後の考え方としても、できるだけ多くの施設を早い時期に見ていきたいということで、現在はアメリカの公表しているリストの中には40施設が日本向けに輸出可能となっています。ただ、実際に日本に既に輸出の実績があるのは27施設ということになっていて、できれば交通機関とかアクセスの問題がいろいろありますけれども、実際に実績が出てきているところを中心に、今後もできるだけ早く、なるべく多く見ていくというふうに考えています。

吉川座長 カナダの方は今回4つ見たと言われていましたけれども、幾つぐらい。

道野輸入食品安全対策室長 カナダは全体で6施設だけです。今回4施設を見えています。来週からはカナダはお休みをして、アメリカの方だけと予定しています。

吉川座長 具体的に審議の中でも、あるいは一部答えられたんですけども、パッカーに来る部分で、甲斐専門委員の方からパッカーへの導入牛の月齢証明が付いているのは数量的にどのくらいか、20か月齢以下の牛が何%くらいか、A40が全枝肉のどのくらいかというような質問が書かれていますけれども、全部見てきたわけではないので今回11及びカナダの4施設を見られて、カナダの場合は全部月齢証明が付いているから、この質問はアメリカだけですかね。

数量的に正確に言うというのは無理かと思うんですけども、前の審議の中では試算するときにも今までの実績から見ると月齢が10%、A40が10%くらいになるんじゃないかというような話ではあったんですけども、実際に査察してこられてどんなものだったんでしょうか。

池田国際衛生対策室長 今回見てきた施設で、まず1つは、私どもが行ったところはすべてA40もやり月齢確認もやるというわけではないということです。

もう一つは、我々が行ったときに、まだ月齢確認牛は受け入れていませんと。解禁直後だったものですから、例えば、もうちょっとしたら来るよ、ということがありました。当然、月齢確認牛というのはある程度ロットがまとまって搬入されるので、毎日搬入されるということではないようなんです。ですから、1週間に1度、大きいロットを搬入すると

いう感じで行うと聞いています。

ですから、ここで甲斐専門委員からいただいております、この質問に確実に答えることは困難であります。ただ、向こうのパッカーの説明の中で幾つかありましたが、例えば、ある社という形での御説明にならざるを得ないんですが、1日5,000頭ぐらいつぶすと畜場でありましたけれども、私どもが行った時点で1日やったら80頭だったよと言っているようなところがございました。あるいは2,000頭ちょっとのところではございましたが、1日十数頭ぐらい出て、今、格付をしましたと言っております。

ただ、これは必ずしも、もう一回次回でもよく見なければいけないんですが、すべてA40を格付しているかどうかというのはちょっと疑問なところがあります。日本向けに輸出をする必要がないときには格付をしても仕方がないので、そういったところまでやっているかどうかというのは、ちょっとつまびらかではありませんので、今、申し上げた頭数が、その日のと畜場でと畜されたもののうちのA40すべてであるかということとはちょっと違うと思います。

月齢のわかる牛ですが、これにつきましても、例えば明日、千数百頭来ますよというような状況で聞いてはおりますが、これもすべてについて、この甲斐専門委員が意図されておるような資料としてのお答えはなかなか難しいというところではあります。

吉川座長 もう少しデータがそろってこないと全体を読むのは難しいかもしれませんが、今回の査察も含めて、ある程度全体像がわかったところで、現状としてどの程度のものが明らかに月齢のわかったものとして処理されることになるのか。あるいは確かに格付したA40以下が全部日本に来るかどうかはアメリカ次第で、私もわからないと思うんですけども、当然格付はするわけですから、その中でA40以下で日本の輸出対象として来るのはどのくらいの割合になってくるのかというのは、ある程度全体が把握できた段階で、わかれば知らせてください。

北本専門委員 まず最初に全体が把握できないうちに我々委員を集めて、どんなコメントが必要なのだろうかというのを考えないといけないんですけども、今、恐らく現状を把握されるのでかなり大変なんじゃないかなと想像して、そんな皮肉を言ってもしょうがないと思っているんですけども、まず1つは是非お願いしたいのは、今、吉川座長が言われた、ほとんどの委員の先生が書いておられる、現状は大丈夫なのか。日本向けの輸出プランニングがちゃんと遵守されているのかというのは是非行っていただきたいんですが、ここで6か月ほどディスカッションしていったのは、現状のきれいさと言いますが、BSEの汚染度が保たれていくのか。ないし、もっとクリアーになっていくのか、安全になっ

ていくのかどうかということが委員の先生方の一番の懸念材料だったと思うんです。

そういう意味では、私は今日は、農水の方からの「農場における飼料規制の遵守状況」というところが、今日の報告にあったのが非常に大事なことではないかと思っています。

その中で、生産段階での飼料規制遵守状況の19ページの下側の調査結果のところ、いかにも「反すう動物由来のたん白質を含む動物性たん白質の給与は補助飼料（サプリメント）を含め認められなかった」とか「油脂（イエローグリース）を配合した飼料を用いている農家があったが、植物及び廃食用油を原料として使用」と書かれているんですけども、これはそのラベルにそう書かれていたということですか。それとも調査結果の中で、このインスペクションでは、反すう動物のタンパク質と非反すう動物のタンパク質を何らかの理由で分析して分けたということですか。

杉浦畜水産安全管理課長 結論から申し上げますと、サンプルを採取して分析するというようなことは行っておりません。委員がおっしゃられましたように、表示とか現物をじかに目視して、それで確認したということですよ。

北村専門委員 それはかなり難しく、我々が気にしているのはやはり、こうは書いているけれども、つまりクリーンアップがちゃんとされて、ミート・アンド・ボーンミールを扱ったラインと別ラインであるということではなかったわけですね。

ですから、クリーンアップがちゃんとなっているかどうかのチェックというのが非常に大事ではないかという疑問があったんですから、何らかのインスペクションの際は、こう書いていたから、それを使用したんですというよりは、突っ込んでいただけるのかなと、私などはそう思っていたんです。

吉川座長 これは先ほどちょっと言われた酪農1件と育成農家3件、フィードロット2件を見たものの調査の結果をまとめただけですね。だから、アメリカ全体を言っているわけではなくて、本当に見たところはこうだったと言っている。

北本専門委員 それでいいのかという。しかも、それはこう表示を見た、植物性の油脂だけだということでもいいのか。安心ですかということを知っているわけです。

杉浦畜水産安全管理課長 勿論、今回の査察においては、その限られた農場を調査して、その結果、アメリカ政府が今まで提供してきた飼料規制、FDAなどが行ったレンダリング施設、農場における違反状況の報告。そういったものと整合性が、規制については遵守されているかどうかを限られた施設を調査することによって確認してきたということをございます。

実際には、ほかの米国全体の施設における遵守状況についてはFDAが立入検査等を行

って報告書を公表しておりますので、そういったものを通じてフォローしていくしかないのではないかと考えています。

吉川座長 パッカーのときにも議論になったんですけれども、この選ばれた3つの肥育農家というのはランダムに選んだんですか。それとも何か理由があって、こことこことここにしようというような調査対象として、今回の査察で飼料規制その他の調査結果として、ここに書かれているわけですか。標準的なところとか、あるいは非常に偏ったところなのか。

杉浦畜水産安全管理課長 今回の調査においては、基本的にはそれぞれのチームの中に飼料を調査する専門家と、と畜場、個体識別を調査する専門家がメンバーとなっておりましたので、特別その飼料の調査だけ個別に調査するというのは、なかなか難しいところもありましたので、基本的には米国から提案のあった農場、レンダリング施設を調査してきたということでございます。

ただ、一部と畜場に併設されているレンダリング施設などにつきましては、飼料担当の専門家が、そのほかの専門家がと畜場を調査している間に調査させていただいたという、そういった日程の中で調査したのもございます。

小野寺専門委員 今の質問は甲斐先生の質問の問4～6ぐらいに一応関連するのかなと思ったんですけれども、結局と畜場におけるSRMと他の副産物、これがいわゆるイエローグリースとか食用タローとか血粉とか、そういうものが分離されていたか。同じ場所にあったか、それとも別のところにあったかという話だと思えます。

もし、それらが分離されていた場合には、その後はどのように処理されていたかということ。あとは当然、他の副産物ですから、肉骨粉ですね。そういうのは海外に果たして輸入されていたのかということですが、この辺の質問をどう答えられるかという話だと思えます。

杉浦畜水産安全管理課長 今回調査を行った施設においては、先ほどスライドで御紹介しました製造品目のうち、食用タローと血粉の2つについてはと畜場の段階からSRMと分離して収集されており、レンダリング施設に搬入される時点でも別の入口から搬入されて加工されておりました。

その他の品目である肉骨粉、非食用タロー、ゲルボーンについては、その原料となる内臓、職肉残渣、骨などの副産物がSRMと分離されているという施設はございませんでした。

小野寺専門委員 恐らく血粉は豚か何かの餌に使っておられるんですけれども、BSE



が出る前に、日本で牛に使ったらいいんじゃないかとセールスに来たことがあるんですが、それは日本はだめになったんですけれども、恐らくアメリカも血粉はまさか牛にはもう使っていないと思うんですが。

北村専門委員 だってこの法律ではいいんですよ。

小野寺専門委員 では、まだ使っているんですね。わかりました。

杉浦畜水産安全管理課長 血粉は禁止品目になっておりませんので、豚、鶏だけでなく牛にも使用可能です。

吉川座長 スライドの補助の説明ではあったけれども、そういう意味では単純に言うなら、ランダムにサンプリングしたのか、日本側からプログラムを提出したのかという点では、米国の方のリコメンデーションによって施設と農家とレンダリング工場を見た。それについては、それぞれこれだけの数であって、その査察の結果のまとめであるということ、どこかはっきりわかるようにしておいた方よいと思います。

ちょっとこれだけ何となく母集団もすべてがぼけて、アメリカ中がこのまとめの報告になっていると取られかねないのではないかと心配をしたんで、さっきそんな質問をしたんです。

もし、このスライドを使って、いろいろ説明していくなら、そういう条件と母集団に基づいた査察の結果のまとめであるということとどこかに明示しておいた方が多分誤解を招かないのではないだろうかと思います。

山内専門委員 今の件ですけれども、アメリカのパッカーの11でしたか。名前は 어떻てもいいんですが、やはりどういった特徴とか、どれくらいのサイズのものであるということとをわかるような表で示していただかないと、なかなかフォローできないと思うんです。

ですから、座長の言っていることと大体同じだと思うんですが、もう少し具体的に見てきたところが、アメリカのパッカーのどれくらいを代表をしているのかがわかるような資料を出してほしいと思います。

道野輸入食品安全対策室長 パッカーの方につきましては、後で付け足したというか、プレゼンテーションにはあったんですけれども、多分お配りした資料の中に入っていないので、それは別途追加で配らせていただきますけれども、今回の場合、パッカーに関しては、先ほど申し上げたとおり4大パッカーが一応11のうち9で、それに準大手が1か所と、それに比べると小さめのところが1か所。

処理頭数で言うと、一番小さいもので1日当たり750です。それ以外の10か所に関しては1日を2シフトでと畜しているところの場合と1シフトの場合のところがありますけ

れども、いずれも1シフトのと畜農場が2,000～3,000あります。だから、2シフトのところでは5,000～6,000ぐらいの1日の処理能力ということになります。次はもう少しそういうことがわかるようなものにしたいと思います。

吉川座長 わかりました。順不同で聞いてしまっているので不明確ですけども、全体の査察の問題や今、言われた飼料規制を含めて、審議の過程で一番心配していた部分についての質問が委員の方からも出ているし、併せて答えていただいたと思います。

佐多専門委員は更にいろいろなことを細かく16項目について書かれておりますけれども、一部は今、言われたように、少し具体的に実際の査察内容とか、今日来ていればそれなりにわかるところも多かったとは思いますが、「問11 脊髄による食肉汚染状況調査は肉眼検査以外にも行われているか」というような、かなり具体的な質問がありましたけれども、この辺はどうでしたか。

道野輸入食品安全対策室長 今のところ、確認は肉眼だけです。以前、佐多先生にお願いをして、例の特定のタンパク質を使ってやるということも、評価では日本でもやっていて、日本でもルーチンではとてもじゃないけれども、できませんので、特に日本の場合、そういう機械的な高圧洗浄というのが難しいケースもあるので、そういった手法も取り入れているんですけども、アメリカの場合、今回見てきたところに関しては高圧洗浄は全部やっていますけれども、肉眼以外でその脊髄の除去状況について評価とか確認する手法というのは取っておりませんでした。

山内専門委員 今、脊髄除去の話が出たので、まず1つはこの審議のときには枝肉の段階かどこかで脊髄がちゃんと取れていることを確認する。実際に日本みたいに脊髄を取ったその後で確認しているのではないんだろうと言っていたんですが、それはそのとおりだったわけですね。枝肉の一体どの辺のところのところで見ているんですか。

道野輸入食品安全対策室長 F S I Sの検査で、先ほどの流れで申しましたけれども、生体から始まって頭部だとか内臓摘出時点、枝肉。その枝肉の検査のときに確認をするという流れです。そこは向こうではファイナル・ルールと言って、ファイナル・インスペクションということで、と畜の最後の検査ということですので、除去した後に枝肉の検査をしてF S I Sのインスペクターが確認をするというシステムが取られていました。

ただ、1か所、順番が入れ替わっていたところがあったので、そこは直すということで、日本と同じシステムを取ってもらうということで進めています。

山内専門委員 それとH A C C PにB S Eのことも一応入れてはいると。ただし、クリティカル・コントロール・ポイントはやはりやっていないということだったと思うんです

が、それは前の専門調査会のときも同じふうに我々は受け止めていたんですが、それでいいわけですね。

道野輸入食品安全対策室長 そうです。審議のときも、私も幾つかのと畜場のプランは見ていましたので、そうお答えしたんですけれども、実際、今回行ったところで、いずれのところでもCCPの中にBSE関係のハザードのコントロールというのは出てきていません。

山内専門委員 ですから、アメリカの場合、BSEの場合にHACCPはそれほど安全対策の中に組み込まれているものではないと。

道野輸入食品安全対策室長 私の説明が十分ではなかったかもしれませんが、HACCPの最終的なそういうクリティカル・コントロール・ポイントを継続的にモニタリングして記録し検証していくというのは、まさにHACCPのCCPの部分でして、そのHAのそういうプログラムをつくる段階で、先ほど申し上げたのはHACCPプラン。

その中では一応想定されるハザードはすべて分析しなければならないので、その段階でエリア分けをやっているわけです。クリティカル・コントロール・ポイントというのは最もそういう手間なり時間なりいろんなことをかけてコントロールするポイントですし、ただ、BSEに関しても先ほど申し上げましたようにSOPだとか基礎的なプログラムの中でやはり同じ手順書をつくり、モニタリングをし検証するということはやられています。

山内専門委員 カナダの場合には、クリティカル・コントロール・ポイントに指定していたように、私は前にもらった資料では見た記憶があるんですが、アメリカとその点は違うんですね。

道野輸入食品安全対策室長 カナダのは今、手元がないので申し訳ありません。それはまた確認をして、可能であれば事務局を通じてお知らせします。

小野寺専門委員 佐多先生のところで餌の質問がいろいろ出ていたので見ていたんですけれども、例えば、問12、13ですか。SRMを飼料から排除することが検討されているが、いつごろ実施予定か、豚と鶏の給与はどうなっているか、レンダリングのライン分離状況はとか、細かく書いていますけれども、恐らくフィード・バーンに関することだと思います。

吉川座長 これはこの前審議したところから特には進んでいないですね。USDAとしては規制するというか、禁止する方向でパブコメに行っているというのが最後だったと記憶していますが。

杉浦畜水産安全管理課長 10月4日に30か月齢以上の牛の脳、脊髄等の高リスク原料

をすべての動物に対する飼料として使用することを禁止するという案を公表して、一応パブリックコメントは12月20日で締め切られまして、現在、最終規則の策定に向けて検討していると聞いております。

今、申し上げたように、すべての動物に対する飼料としての使用を禁止するというところで、この表にございますように豚、鶏に対しての給与も禁止されると。

北本専門委員 もう時間も迫ってきましたので、最後に確認をしたいんですが、リスクマネジメントとリスクアセスメントがこういうふうに分かれたわけです。そうして去年の12月から輸入再開ということになったわけですね。私は今後非常に大事ななと思うのは最後の言葉で、食品安全委員会が両省に投げかけた一番最後に、一旦輸入を停止することも必要であるということで、これは結ばれているんです。

座長ないし食品安全委員会に是非確認したいのは、これはアセスメント側が決めるのか、それともマネジメント側がお手上げだと言ったときにそうなるのか。その辺りのことを決めていただかないと、例えば、アセスメント側の委員として、今日の両省のプレゼンテーションを聞いて、まだ一部ですからということで納得できるのか。それでもう報告が終わったと考えられるのかということも含めて、座長の御意見と食品安全委員会の委員長の御意見を聞いて、今日は終わりにしたい。

吉川座長 ほかに質問はいいですか。

山内専門委員 私はまだあります。

吉川座長 今日の報告について、今まで審議してきたことの1回の報告ですから、それで全部がわかったというわけではないと思うんですけれども、まだほかに重要な質問があれば質問したいと思います。

山内専門委員 北本先生が発言されたので、私もちょっと違う内容ですが、やはり全体的な問題を今、言いたいと思います。

本当は最初に言いたかったんですが、各委員からのコメントの質問の方で各論に入ってしまったのであれですけれども、結局、我々の評価結果は寺田委員長が厚生労働大臣に出した回答の中で、これは資料1の2つ目のパラグラフの3行目からですが「米国及びカナダからの牛肉及び牛の内臓の輸入を再開する場合には、輸出プログラムの遵守の確保のために万全を期すとともに、遵守状況の検証結果について、食品安全委員会に適宜報告を行うようお願いいたします」と言っているんです。

ところが、査察のチームが出て、数日後にはもう牛肉が入ってきているんです。ということは、再開する場合ではなくて、再開した場合なんです。再開をした後でこういった形

がやられて、これでいいと考えておられるのか。それとも、これが当たり前なのでしょう。その点も一緒に是非お聞きしたいと思います。

吉川座長 それは多分、国民に説明するときにも必要だったと思うし、ここの委員会でも必要で、多分私らが考えていたシナリオというか、答申を出して再開手続と査察と実際にもものが動く関係というのは必ずしもわかりやすかったとは思っていないので、どうしてそういうふうになったのかというところは説明していただきたいと思うんです。

山内専門委員 同じことの補足ですが、結局アメリカ側からの輸出後、農務省や何か認証するとか、いろいろな制度をつくっていますね。そして、その制度の中で輸出したいところが申請をして審査をして認定をして。これはかなり時間のかかる仕事だと思うんです。

こういったことがすべて、ここの食品安全委員会の審議の間に全部進んでいて終わっていて、審議が終わったら、もう非常に早いスピードで事が運んでしまったということ。それも含めて非常に納得できないという気持ちが強いです。

吉川座長 例えば、国内見直しするときとか、そういうのを考えると、素人で考えれば再開するに当たって、こういうふうに法律をなおして再開するぞと変えて、その上でこういうところを見てきて、その問題の有無を確認して、その上で日米で合意して、ここの施設から来るこういう製品については十分大丈夫だと思うんで入れようとなるだろうと、多分一般の人も我々委員もそういう解釈をしていたところがあったと思うんです。

だから、逆に言うとプログラムは非常に早く進行したのはどういうことだったんだろうというところがあまりわからないということなんだと思います。

道野輸入食品安全対策室長 私どもの方から一般の方に説明したときにも質問が出された内容でもあります。要するにまさに査察の意義というのはどういう意義があるのかということだと思います。

食品の輸出入の二国間での手続ということで言いますと、要するに輸入国の必要な要件を満たしているものを輸出するという点に関して、輸出国政府が関与する場合には基本的に輸出国政府が一義的な責任を持って相手国のリクワイアメントに適合するものを輸出するための仕組みをつくる。

今回、対日輸出に関して言えば、アメリカ農務省がその仕組みをつくって、それを運営し、パッカーが遵守をする。そういうふうな仕組みになるわけです。

私どもが査察と日本語で言っているのは、これは英文でアメリカ側と交換した文章には、インスペクションではなくてオーディットという意味でして、その遵守状況について確認

をする。もっと言えば、そのプログラムが機能していることについて、今度は輸入国側が輸出国側に行って確認をするというプロセスなわけです。決して日本国の役人がアメリカに行って、そのアメリカの施設の輸出を許可したりとか、取り消したりとか、そういうことを直接的にやるという仕組みではございません。

こういった仕組みは日本がアメリカに牛肉を輸出するプログラムでも全く同じでございます。我々厚生労働省が責任を持って対米輸出施設を認定しています。認定技術も私どもがつくっている。

アメリカの基準に適合しているものについて、日本の政府なり担当都道府県が検査をして、適合するものについて証明を出すという仕組みになっております。それを年1回、アメリカの査察団がやってきて、今回我々がやったような、いわゆる普通のオーディットをやるというような仕組みでありまして、したがって個別の施設が輸出するというものについての承認について、日本側が許可しなければいかぬということはないわけです。

今回の場合、日本時間で12月12日で輸入を再開しますよということをアメリカ側に連絡をしたわけです。アメリカ側としては、直ちにその日をもって今度は輸出プログラムを施行したということになります。

では、なぜそんなに早く日本にその週の間に着という現象が起きたかということでございますけれども、これに関しては勿論、日本でいわゆる対日EVプログラムの案について、私どもが諮問する段階ではもう既にアメリカでも公表され、USDAのインターネットにも掲載をされております。

そのドラフトの段階で、勿論審議の内容によっては、そのドラフトの変更はあり得べしということの上で各パッカーは輸出プログラムを準備し、USDAサイドもデスクオーディットと向こうでは言っていますけれども、恐らく書類の仮の事前審査ということをやっていたようです。

ただし、施行した日以降に勿論その施設に農務省の担当官が出向いて行って、実際に施設を確認し、オンサイトオーディットと向こうの方は言っていましたけれども、その上で認証するということをやっております。

USDAのホームページの方を御覧いただきますと、その承認日が各施設ごとに明記されておりまして、したがって、週内にやってきた第1便については勿論ルール違反ということではなかったわけでございます。

長くなりまして、済みません。以上のような状況でございます。

吉川座長 いいですか。

山内専門委員 北本先生の質問の方を先にとってしまったみたいになって申し訳ないんですけども、一言だけ感想を言わせていただきますと、やはり結果として、これはリスクコミュニケーションを考えた場合に、その考え方にそぐわないことになってしまったと私は受け止めています。

吉川座長 今回の報告を聞いていて私の個人的感想を言わせてもらえば、こんなに速やかにいろいろ細かいところを見てわかるならば、もっと早くあの審議をしているときに、こういうところがこういうふうにとできると随時で言ってくれれば、もっと議論は進んだというか、簡単だったのではないかという部分もあります。多分審議している間もアメリカはプログラムの検証を始めとして、実際にそれがどこまでできるかということは試みていたからこそ、そういう格好で再開通告一発で即動き出したということになったんだろうと思うんですけども、審議の中では最初に言ったようなプログラムの印象を持って議論をしていたものだから、あまりに時間的な経過が早かったものだから、何となくだまされたとは言わないけれども、納得がいかないなど。多分一般の人も、何でそんなに早く来るんだろうとっていると思います。

国内見直しのときには、法律改正を含めて国内のリスコミのこともかなりの時間を要したし、実際の法律の施行までにもかなりの時間を要したものですから、止めたものを再開するに当たっての法的対応とか、それについての輸出国政府の責任と認定というようなシステムがよく理解できていなかったと言え、よくできていなかったのかもしれないけれども、逆に言えば、行政にはわかっていたのかもしれないけれども、一般にはわかっていたので、その国内対応のときと今回の輸入再開のときの対応のタイムのずれというのは、随分と私も個人的には感じました。

もし、またリスクコミュニケーションを含めて国民に説明する機会に、多分第2弾が行って査察をしてきた後にも、それなりにリスコミを行うと思いますし、そういう機会でも構わないから、そういう説明をされた方がいいんじゃないかと思います。

どうぞ。

道野輸入食品安全対策室長 1点追加させていただきます。

それと、最初に第1便が来たのは非常に早かったもう一つの事情としては、インテグレーターだったので、かなり月齢のある程度わかっているものを非常に集めやすかったと、生産から肥育、と畜、食肉化ということが一貫してやれるような事情のあるパッカーがすぐに動いたということもあったので、かなり早く来たということに結果的にはなったんだと思います。

吉川座長 それでは、北本先生の質問は。

寺田委員長 済みません、その前にいいですか。

吉川座長 どうぞ。

寺田委員長 座長が言われたことと、山内先生が言われたことと、私は全く同じ感覚を持ってしまして、今日ではなくて、1週間前の委員会でこの話をお聞きしたときに、ある委員がそういうことを言われて、私も同じ意見であって、どうであれ根本的にリスクコミュニケーションを完全に管理側が間違っただと思います。

多分オーディットというのは正しいと思うんですけども、私はインスペクションだと思っていましたから、そうでありますよということをしていただかないと、何だという感じになりますし、私らが思うぐらいだから、国民の皆さんは、多分そういう感じを持っておられて、ちょっと急いだためにかえってマイナスになったと思うんです。そういう感じがします。

是非、ここにも書いてありますし、委員会でも私は申し上げましたけれども、リスクコミュニケーションをこのことに関しては非常に丁寧にやっていただかないと、今後、牛肉のいろんなことに関して、国民が耳を傾けなくなると思うんです。やっていること自身は、言われたとおりかもしれないけれども、昨日のリスクコミュニケーション専門調査会でも言ったんですけども、今、おっしゃったとおりだと思うんです。

アメリカの政府はプライマリーに責任を持っていると。だけれども専門調査会で厚生労働省、農林水産省の方も来ている場で管理側が責任を持ちますと言っておられたんです、議事録を見ればわかります。終わりの2回ぐらいになって、これはアメリカの政府だと、事実はそうだと思うんですけども、アメリカ政府が持つだけだけれども、アメリカ政府がそういうふうに管理をやるように、きちんとやるのが私どもの責任だという立場で、何か起きたときに、逃げるわけではなくて、ジャッジメントは向こうです。アメリカだと思います。私らは見ているわけではないんだからわからない。

それで、明らかにアセッサーの方から見て、これはおかしいと思ったら、管理側に勧告ということがあられるわけです。だけれども、私ども直接初めからああだ、こうだと、これは私個人が決めたわけではないんですけども、私はそういうふうに思っています。

吉川座長 座長の意見として、北本先生の質問は2つですが、お答えします。今回の報告をもってすべての報告が終わったとは思っていないので、やはりどのぐらいの期間かわかりませんが、その都度、経過報告を受けて、最終的に1年なら1年ある程度の実績を得たところで、最初に自分たちが一応不明点は多いにせよ、輸出基盤も含めて



アセスメントの対象として分析したことを自分たちでも検証してみなければいけないと思うので、そこまでは報告義務があると思います。あるいは、うちらも報告を受けなければいけない責務があると思っております。それが最初の質問です。

2番目の質問の止めるのはだれかと、もし最後のスライドの方に重大な違反があった場合について、「違反事例が確認された場合の対応」というスライドがありましたけれども、私も基本的に止めるのはだれかというのなら、これはやはりリスク管理側の専任事項だろうと思います。

ただ、かといって評価した委員会が全く座視するというわけではないわけで、問題が起こったとき、その重要性、それが人の健康危害に対してどのぐらいのリスクとして係ってくるかということは、やはりこちらで評価しなければならないし、必要であれば勧告という形になるかわかりませんが、何らかの格好でリスクマネージャー側にアセスメントの方から発信するという必要であると思います。何となく模範回答的になり過ぎたかなと思います。

北本専門委員 私は、緊密に連絡を取っていただきたい。お互いの思惑のそごがないようにというか、輸入再開に関しても、恐らく、今、寺田委員長が言われたみたいに、驚くべき早さでいってしまったというのは、やはり我々の考えていたことと少し違ったわけです。

だけれども、それは事前に情報としてコミュニケーションを密に取っていただければわかったんではないかということがございますし、恐らく私はベシミスティックに今後のことは思いたくないんですけれども、ただ、再開になったものですから、その次に禁止するのはどういうタイミングなのかというのを是非考えていただきたい。

恐らく、我々がまとめたものというの、それも含めて再度禁止することもあり得るみたいなことを書いたと思います。是非、お互いのアセスメント側とマネジメント側のコミュニケーションを非常にうまく取っていただきたいと思います。

吉川座長 あと、今回の直接の査察の目的ではないですけれども、委員会として、先ほど飼料規制の問題が出ました。サーベイランスの問題に関しても直接輸出プログラム云々の問題ではないんですけれども、輸出対象となるものの背景リスクとして米国としてどういう対応を考えていくのか、その辺も査察ではないですけれども、リスクマネジメントとして米国側がサーベイランス規模を元に戻してしまうのか、あるいは拡大サーベイランスの格好で今後も情報を発信していくつもりなのか分かりますか。

飼料の方は、先ほど一応パブコメまで終わったということで、それが本当に実行される

のか、U S D A はそのまま凍結するのか、私にもよくわかりませんが、その辺についても査察報告と併せて米国の取る方向というか情報に関して随時知らせてくれると、今、北本専門委員が言ったように、つんぼ状態に置いておいて、必要なときだけ評価してくれという諮問が来たとしても、委員会としてもなかなか諮問が来たから答えますよということだけでなくいいのだというのを徐々に感じ始めてきているものですから。

北本専門委員 座長、言葉を選んだ方がいいと思います。

吉川座長 そうですか。済みません。

どうぞ。

寺田委員長 管理側もそうなんですけれども、私は委員会の委員長として、私も反省するところがあって、管理側がどういう行動をやるかというのをこっち側から働きかける、何となく受け身で管理側もやってくれるという感じがあって、それはまずかったなと反省しているんですけれども、こういうふうに答申を出したと、しかも附帯事項を付けていると。附帯事項の中でリスクコミュニケーションをやってくださいと言っているんです。2つあって、リスクコミュニケーションをやってくださいということと、もう一つは何だったか、サーベイランスは向こうのお願いですね。そういうことをちょっとフォローすべきだったなと反省していますので、これは管理側だけの問題ではなくて、委員会の方がアクティブに管理側に働きかけなかったことがいけなかったかなと。

アメリカとの問題のときに、専門調査会の最初のときにくどいほど言いましたね。管理とアセッサーのコミュニケーションをちゃんとやらなければいけないと。結局、考えてみますと、委員会の私の方は、では次に何をやるのと。

例えば、一番よくわからなかったのは、アメリカはそれだけちゃんと準備しているということ。だから、それが本当に行政の普通のやり方であれば、向こうもちゃんと準備やっていますよと、ああそうかといったら、それほどおかしいなと思わなかったと思うんですけれども、最初早いなと思って、それでいろいろ聞いて、オーディットという言葉が出てきて、そうかオーディットなのかという感じがしたぐらいですから、もっと前からちゃんと管理側でやるべきだったと反省しております。

吉川座長 どうぞ。

山内専門委員 今の委員長の言葉にもう一つ付け加えたいんですけれども、私は審議報告が出て、それからリスクコミュニケーションが行われて、その後で政策決定だと思っていたんですが、実は政策決定をやって、それからリスクコミュニケーション、あるいはコミュニケーションではなくて、事後承認を要求しているだけにすぎないと私は受け止めら

れたんです。

ですから、やはり今後リスクコミュニケーションというのは一体どういうものなのか、やはり両省の人たちがよく考えるべきだろうと思います。

吉川座長 今、何回か言われたように、多分専門調査会の委員とリスク管理側との間に、それなりの、それこそプログラムそのものに関しての理解のずれがあったらと思うんですし、それは委員長が言われたように、国民との間のずれでもあったと思うんです。だから、決して違法なことをしているわけではない、あるいは行政の専門から見れば、粛々とやったということになるのかもれしないけれども、やはり対外的に消費者を含めた説明としては、私もあまり十分であったとは思いません。自分自身もやや不思議に思いながら成り行きを見ていたものですから、是非今からでも決して遅いわけではない。そうすると査察と言わないのかな、確認かわかりませんが、これからも続いていくので、機会を見てそこら辺をわかりやすく説明していただきたいと思います。リスコミにとって、消費者への政策決定の説明責任というのはあると思いますし、そこで理解されないと、やはりいろいろな面でフィードバックがきつんじゃないかなと私も思います。

済みません、今日のプログラムは、まだ半分しか行っていないんですけれども、どうしましょうか。この報告について御質問はほかにありますか。

どうぞ。

山本専門委員 質問というわけではないんですけれども、今後の報告といたしますか、それを定期的に入れていただければなというのが私としては希望です。

というのは、やはりA40のプログラムが、まだすべて動いているわけではありませんので、それが実際に動き出したときに、どれぐらいの牛がA40として入ってきているのかということです。

それは、こちらの輸入量によって、A40の数が変化していってもらっては大変困る話なので、その辺も十分観察していただきたい。

もう一つは、サーベイランスの結果というものについては、常に耳を澄ましているというか、目を凝らして見ていただきたいと。管理側としてのモニタリングの責任といたしますか、それを持っていただきたいと思っております。

吉川座長 ほかにございますか、いいですか。

既に20分オーバーしてしまっています。第1回目の報告に関して問題ないということであれば、もう一つの方はこれまでに行った国内対策見直しを含めて、あのときは月齢問題がかなりウェートを占めたんですけれども、輸入飼料の強化、あるいはSRMの除去の対

策強化といったことと、それに対して具体的に目標の数量化と、その検証をして報告をくれという答申に関しての両省からのデータなんですけれども、今日続けてやりますか、それとも資料をもらったばかりですから、委員に見ておいてもらって、次回報告を受けて審議をするか。

梅田課長補佐 そうしましたら、今、御提案ございましたように、後半の議題につきましては、見ていただいて、御意見をお寄せいただいて、次回にその旨御審議いただくという事でいかがかと思えます。

北本専門委員 次回ですか。

吉川座長 そんな嫌な顔をしないで、これはたしか先生もかなり責任のある項目であって、数値目標をはっきり定量的に出して、それがどこまで実行されたか、ちゃんと委員会に責任を持って報告すべきであるというものです。

道野輸入食品安全対策室長 質問がいろいろどっと来るんだから、先に説明だけさせてもらったらいいと思えます。

梅田課長補佐 説明だけは聞いていただいた方が質問の際もよろしいかと思えますので、その点、簡潔に説明いただければと思えます。いかがでしょうか。

吉川座長 では、ちょっと遅れついでに手短に、主要な質問があればあれですけれども、概要的に説明していただけますか、何分もらったばかりの資料なものですから、中身を細かく見ていないので、どうぞ。

池田国際衛生対策室長 申し訳ございません。1点だけ御報告なんですけれども、先ほどサーベイランスの話が出ましたが、アメリカは12月で本来はやめるつもりだった拡大サーベイランスは、現在、続けております。ただ、それはいつまでとは決めてはいません。今、当面続けるということで、現状同じ規模で続けております。

吉川座長 わかりました。

道野輸入食品安全対策室長 それでは、資料の3-2を先に御覧いただいた方がいいかと思えますので、資料の3-2を御覧ください。

以前に国内対策の見直しの際に、定期的にSRMの取扱い状況について調査をして、全国での遵守状況について確認をしていくということでスタートしたものでございます。

調査結果でございます。「2 調査結果」というところなんですけれども、17年の9月末現在と、それから17年の1月末現在ということで、1月末現在については、以前に御報告をしたものと同じでございます。

この中で大きく変わっているところというのは、特に「3 牛のとさつ時のピッシング

について」というところでございます、ピッシングを行っている畜場は、115 施設から 93 施設に減少しております。ほぼ全頭に行っているところも 102 から 72 に減少している。それから、と殺する牛の状態、出荷者等により行ったり、行わなかったりするというので、少しずつやめ始めているというところが 7 施設から 16 施設に。それからほとんど行わないが、まれに行っているというところが 6 施設から 5 施設ということになっていきます。一方、ピッシングを行っていない、中止したと畜場は 45 施設から 68 施設に増えております。

あと、4 番の牛の背割りによる脊髄の飛散防止につきましては、(2)の背割り前に脊髄吸引等を用いて除去を行っている施設というのは、125 施設から 129 施設に増加しているというような状況になっています。

あと、注1の方をちょっと御覧いただきたいと思います。これは高圧洗浄の問題なんですけれども「基本事項の一部に対応していなかったと畜場は2施設」と書いています。これは高圧洗浄のことでございます。

1 施設については、9 月末に対応を完了していると。もう 1 施設は、離島だと畜頭数が年間で数十頭というところで、なかなか整備が遅れているという状況でございます。

注2でございますが、これは「7 SRMに係るSSOPの作成について」という関連でございますけれども、SSOPが作成されていないと畜場に関してですけれども、これは牛ではなくて、めん山羊についてのSSOPが作成されていないということでございました。

このうち1施設については、作成がされたという報告を受けております。1施設については1月末までに整備することになっております。

資料3-1の「ピッシングに関する実態調査結果について」という方の資料を御覧ください。

資料3-2の方が12月にまとめたもので、資料3-1の方が11月にまとめたものなので、少し数字のそごがございませう。9月末現在と書いていますけれども、9月末までに報告があったものをまとめたということで、(1)のピッシング中止施設が63施設、資料3-2の方では68施設になっていきますけれども、したがって、68の方が正しいと見ていただければいいと思います。

それから、中止をしていないのが98施設となっておりますけれども、これについては、5施設引いて93施設についてということになりますが、いずれにいたしましても各と畜場において、一応計画というのを作成しました。それで、17年度中には4施設、18年度中には

16、それから 19 年度中に 73、平成 20 年度中には 5 施設というような中止に対する計画というのが提出されています。

一応、私どもの方で、これを見ましても 19 年度に非常に多くなっているということで、もう少し具体的な計画を詰めてもらって、できるだけ前倒ししていくということで、この時点でも各自治体に要請をしておりますし、今月開かれる都道府県の部局長会議においても、私どもの方から強く要請する予定にしております。

資料 3 - 1 の裏側に「(2) 各自治体毎の対応」ということで、御覧いただいても御確認いただけるとおり、かなり自治体によっての取組みが異なっているということがあります。宮崎県なんかは 6 施設すべて中止しているという状況もございます。

そういったことも含めて、この資料も公開しておりますし、できるだけ早期にピッシングの中止をしてもらうということで、今後も更に取り組んでいきたいと考えております。

公営と畜場につきましても、財政支援をするということにしておりますし、そのほかに税制の措置なんかについても来年度の予算の方に、民間と畜場に対しても支援ができるようにということで、来年度の予算案の中にそういったものも含めてございます。

以上でございます。

吉川座長 どうもありがとうございました。随分わかりやすいし、進み具合についても、あるいは目標設定についても、かなり数量的にはっきりしてきて、こういうプログラムで進んでいけばありがたいと思いますけれども、どなたか御質問はございますか。

北本専門委員 わかりやすいですね。%がすごくいいですね。

吉川座長 やればできると。大変だと思いますけれども。

北本専門委員 19 年が大変ですね。

小野寺専門委員 1 つよろしいでしょうか。

吉川座長 どうぞ。

小野寺専門委員 ピッシングをやるべきではないという話があると思うんですけれども、確かに税制問題ということで、優遇措置があるということですが、それとはまた別にいろいろ啓蒙活動というんですか、外国の人に来てもらって、ちょっとシンポジウムでしゃべってもらうとか、そんなこともあってもいいのかなという気も半分ぐらい持っています。

北本専門委員 ぱしっとつかんでやるメソドロジー。

小野寺専門委員 メソドロジーもありますし、あとはリスク評価でもいいです。

寺田委員長 今のピッシングの問題も含めまして、委員の先生が言っておられるんです

けれども、日本の場合は、例えば前もって行きますよと言ってやるのか、突如として年に1回ぐらい行くのか、通常の管理はどういう管理の仕方をされているんですか。

道野輸入食品安全対策室長 それは、私どもの、それとも都道府県ですか。

寺田委員長 だから、だれがどういうふうにやって、ここに出ている数字は都道府県の数字を集めて足し算をしたものなのか、どういうことなのか。

道野輸入食品安全対策室長 この数字自体は、ここにも書いていますとおり、都道府県に対して各と畜場の状況について調査を依頼して、管轄のと畜場についてのデータを都道府県がとりまとめて私どもに報告してくるというような仕組みです。

こちらから、例えばアメリカに査察しているように、国内でやっているかということ、それはやっていません。

寺田委員長 わかりました。

道野輸入食品安全対策室長 それは、地方自治との関係ということもあります。日本ではそもそもそういう仕組みになっていないということも御承知置きいただければと思います。

吉川座長 実際には、と畜場に専属の獣医さんとかが検査員という格好でいるわけですね。逆に言えば、例えばアメリカで言うなら企業調査みたいな格好で、こういうふうになっておりますという情報を集めるのと、例えば現場で実際に立ち会っている獣医さんの方から、では本当にどのぐらいやられているんだという情報を集めることも可能ではあるわけですね。

道野輸入食品安全対策室長 済みません、私の説明が悪くて、基本的には座長がおっしゃるとおりで、都道府県は各食肉衛生検査所に紹介すると、食肉衛生検査所は、毎日と畜検査を当該施設でやっておりますので、その状況について県庁の方に情報をバックすると、県庁がまとめて送ってくるということですので、言ってみれば、地方公務員が事実関係を確認してまとめたデータを更に私どもがとりまとめたというデータでございます。

吉川座長 わかりました。ほかにいいですか。

それでは、もう一つ資料4の「BSE関係飼料規制の実効性確保の強化について」。今日説明をされますか。

杉浦畜水産安全管理課長 簡単に説明させていただきます。

昨年5月の国内措置に関する答申の中で、飼料規制の強化についても幾つか見解をいただきました。

大きく3つございまして、1つは「輸入飼料に係る交差汚染の防止」。2番目が「販売

業者における規制の徹底」。3番目に「牛飼育農家における規制の徹底」がございます。

それぞれどのように規制を強化して、検査・調査が開始されたか、あるいは計画しているかにつきましては、中間報告をさせていただければと思います。

これらの検査・調査の今年度分につきましては、来年度に入ってから集計いたしまして、また改めて報告させていただきたいと考えております。

まず、資料4の1の「輸入飼料に係る交差汚染の防止」でございますけれども、(1)にございますように、昨年6月30日に飼料安全法施行規則を改正する省令を公布いたしまして、周知期間2か月を置きまして、経過期間1か月の間に届出をさせておりまして、現在までに343業者から届出がなされております。

具体的な省令の内容につきましては、参考1ということで、2ページ目、3ページ目に添付させていただいておりますので、後で御覧いただければと思います。

(2)で、届出のあった輸入業者につきましては、届出内容から輸入配混合飼料の原料に反すう動物由来タンパク質が使用されていないということを確認しております。

更に、輸入業者に対して連絡を取って、輸入される配混合飼料等について、独立行政法人、肥飼料検査所で材料を採取し、検査・分析を行っております。年度内30点を目標に行っているところでございます。

現在までのところ、配合飼料に相当するようなものの輸入は確認されてございません。既に検査しているものについては、サプリメント的な飼料です。いわゆる混合飼料と言われておりますけれども、混合飼料あるいはビールかす、綿実、大豆油かすといった単体飼料、こういったものについて検査を行っております。

2番目の「販売業者における規制の徹底」でございますけれども、これにつきましても、飼料安全法の施行規則を改正いたしまして、輸入業者の届出と同じようなスケジュールで小売業者の届出を義務づけております。現在までに、約三百件の届出がなされております。

2の(2)の小売業者を含む販売業者に対する飼料の混入防止のための監視・指導の徹底でございますけれども、これにつきましては、昨年10月31日付けで都道府県に対して通知を行っております。

その通知につきましては、資料の4ページ以降にございます。この中では、検査の分担とか、重点検査・指導事項あるいは検査対象とすべき業者の優先順位といったものを定めておりますけれども、これにつきましても後で御覧いただければと思います。

それから、3番目の牛飼育農家における規制の徹底でございますけれども、これにつきましても小売業者と同じように、都道府県に対して牛飼育農家における指導・監視項目を



明確化し、都道府県により検査・指導を実施しております。

先ほどと同じ参考2の通知の中で、そのような通知を行っております。

それから、3の(2)でございますけれども、これは従来から地方農政局が行っていた畜産農家の巡回指導でございますけれども、巡回指導の機会を利用した周知徹底を強化しております。農家におけるBSE規制の遵守状況を含む飼料の使用実態の調査を年度内1,000農家行うよう、11月21日付けで通知しているところでございます。

以上です。

吉川座長 飼料規制対策として、輸入飼料の届出から始めて、販売農家に至るまで、重点項目づけ、重みづけをして、検査規模とサーベイランス規模と適正率というような格好で数値化して、強化対策の評価をしようというプログラムを紹介されたと思っておりますけれども、どなたか御質問、御意見はございますか。

どうぞ。

北本専門委員 2点ございまして、1の(2)の「年度内30点を目標に」というのと、もう一点は3の(2)の「牛農家1,000件年度内実施予定」というのが、これを検査すると、大体どれぐらいのパーセンテージを検査したことになるのかというのを明記してください。後で結構です。

杉浦畜水産安全管理課長 今回の点については、承知いたしました。

先ほどの1点訂正させていただきたいんですけれども、2の(1)の小売業者の届出が現在までに300あったと申し上げたんですけれども、正しいのは約三千でございます。

以上でございます。

吉川座長 わかりました。そのところは母集団に対してどのぐらいかということを書き明記していただけますか。ほかにございますか。いいですか。

済みません、ちょっと座長の不手際で時間が延びてしまって、最後にちょっと焦らせてしまいましたけれども、もし、今日の審議、後半のも含めて不明な点あるいはコメント等ありましたら、事務局の方まで委員の方から、また意見を寄せてください。

それでは、事務局の方から、ほかに何かございますか。

梅田課長補佐 済みません、お断わりを少しさせていただきます。杉浦畜水産安全管理課長に御説明いただきましたけれども、紹介を忘れておりました。ありがとうございます。

それから、始めにお答えすればよかったんですが、今日、スクリーンで出した資料につきましては、お配りした資料に若干加えた資料がございます。これは写真等を特に使って

説明いただいたということで、企業のプライベートなことに関わることもございますので、お配りできないということもございますけれども、そういったものも使ってなるべくわかりやすくということで配慮されたものだとして理解しております。その点、申し添えたいと思います。

以上であります。

それから、次回につきましては、今日の資料について御意見を事前にいただいた上で開催したいと思います。日程調整については、後ほど改めてさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

吉川座長 ほかになれば、これで本日の「プリオン専門調査会」を終わりたいと思います。

どうも御苦勞様でした。